

だい き ひがしおおさか し しょうがい ふ く し けい かく
第7期東大阪市障害福祉計画
だい き ひがしおおさか し しょうがい じ ふ く し けい かく
第3期東大阪市障害児福祉計画

わかりやすい^{ばん}版



このわかりやすい^{ばん}版は、「第7期東大阪市障害福祉計画 第3期東大阪市障
がい じ ふ く し けい かく ないよう しょうがい つか
害児福祉計画」の内容について、わかりやすく紹介するために作りました。

第1章 この計画のこと

1 計画をつくる理由

- ◆年を取ったしょうがいのある人や、重いしょうがいのある人が増えてきましたが、すべてのしょうがいのある人が地域で安心して生活できるようにしていく必要があります。
- ◆東大阪市では、障害者プランと障害福祉計画・障害児福祉計画をつくり、いろいろな取り組みを進めてきました。
- ◆日本では、しょうがいのある人のけんりを守ったり、自分の力でくらするように、いろいろな約束や法律をつくってきました。また、国や大阪府では、しょうがいのある人のための計画が新たにつくられました。
- ◆東大阪市では、こうした動きをふまえて、しょうがいのある人のための取り組みを見直すことにして、この新しい計画をつくることにしました。

2 計画について

- ◆この計画は、2つの計画を、1つにまとめてつくっています。

①第7期東大阪市障害福祉計画

- ・令和6（2024）年度から令和8（2026）年度の3年間にすることを書いています。この計画をつくることは、「障害者総合支援法」という法律で、必ずつくるよう決まっています。

②第3期東大阪市障害児福祉計画

- ・令和6（2024）年度から令和8（2026）年度の3年間にすることを書いています。この計画をつくることは、「児童福祉法」という法律で、必ずつくるよう決まっています。

3 この計画で大切にしている考え方

- ◆しょうがいのある人も、ない人も、おたがいにひとりの人として大切にされ、安心して、自分らしくいきいきと生活のできるまちづくりをすすめます。

第2章 障害者の福祉サービスで取り組むこと

第7期東大阪市障害福祉計画では、令和8年度が終わるまでに、次のことができるように取り組みます。

1 しょうがいのある人が、施設から出て地域で生活する人数をふやします。

◆施設で生活している人をへらし、地域で生活できるようにします。

2 精神しょうがいのある人が、地域で安心して生活できるしくみをつくり
ます。

◆精神しょうがいのある人が地域で安心して生活できるしくみづくりを進めるため、
関係する人が集まって話しあいます。

3 地域での生活するしょうがいのある人を、地域全体でささえるためのし
くみをつくります。

◆しょうがいのある人が地域で安心して生活できるよう、こまったときにそだんし
たり、助けてくれるところをふやすなど、よりよいしくみにしていきます。

4 会社などではたらくしょうがいのある人をふやします。

◆福祉サービス事業所に通っているしょうがいのある人が、企業などに就職する人
をふやします。

◆企業などに就職したしょうがいのある人を手助けする「就労定着支援サービス」
を利用する人をふやします。

◆企業などに就職したしょうがいのある人が、仕事を辞めずに1年以上同じ職場で
働いている割合が7割以上の事業所をふやして、全体の2.5割にします。

5 しょうがいのある人がはたらいてもらえるお金をふやします。

◆しょうがいのある人がはたらく就労継続支援B型の事業所の工賃（もらえるお金）
を上げます。

6 しょうがいのある人が福祉サービスを使うときの計画をつくったり、しょうがいのある人がそうだんでできるしくみをよくしていきます。

- ◆基幹相談支援センターという場所が中心になって、そうだんでできるしくみをよりよくしていきます。

7 しょうがいのある人がよりよいサービスを使えるようにしくみをよくしていきます。

- ◆みんなでサービスの質をよくしていくための取り組みをすすめます。
- ◆事業者がお金を請求するときに、まちがえないように教えます。
- ◆請求のまちがいをみつけるために、大阪府などと力をあわせます。
- ◆事業者に教えることについて、大阪府や同じ仕事をするほかの市の職員と、どのようにすればよくなるかを話しあいます。

8 発達しょうがいのある人がひつようなサービスや手助けを受けられるようにします。

- ◆発達しょうがいのある受けられるサービスをよくしていきます。

サービスをふやし、質をよくしていくための取り組み

訪問のサービス

- ◆重いしょうがいのある人の自宅を訪問して生活を手助けするサービス（重度訪問介護）について、ひつような人が使えるようにします。
- ◆しょうがいの種類やしょうがいのある人の状態に合わせて、サービスが利用できるように、サービスの質をよくします。
- ◆サービスをおこなうヘルパーなどの人が、サービスについて学ぶ機会をふやして、サービスがよくなるようにします。
- ◆サービスをおこなう人をふやし、働き続けられるようささえるしくみを充実します。

ショートステイや通いのサービスなど

- ◆しょうがいのある人が短い期間、泊まりで手助けを受けるサービス（ショートステイ）について、利用がしやすいようにします。
- ◆しょうがいのある人が事業所に通って、企業などに就職しようとする人を手助けするサービス（就労移行支援）の利用者が毎年同じぐらいになるようにします。
- ◆働くことを手助けするサービスの事業所では、企業などに就職するしょうがいのある人をふやしたり、工賃を上げたりできるように取り組みます。
- ◆医療のひつようなしょうがいのある人なども利用できる事業所をふやします。
- ◆サービスに関わる人や事業所が協力して、サービスの質をよくしていくために取り組みます。

住まいのサービス

- ◆しょうがいのある人の住まい（グループホーム）は、サービスの質をよくして、重いしょうがいのある人でも利用できる場所をふやすための取り組みをします。
- ◆施設で生活している人をへらし、地域で生活できるようにします。

相談のサービス

- ◆しょうがいのある人がサービスを使うための計画をつくる人を育て、ふやします。そのために、相談のサービスについて学ぶ機会をふやしたり、サービスに関わる人が協力して、サービスの質がよくなるようにします。
- ◆施設から出て地域で生活するしょうがいのある人をふやすため、本人や家族、施設で働く人に説明し、理解してもらうようにします。また、その後も続けて生活できるように支えていきます。

地域での生活を支えるいろいろなサービス

- ◆しょうがいのある人の地域での生活を支えるさまざまな取り組みを充実します。

第3章 障害児の福祉サービスで取り組むこと

第3期東大阪市障害児福祉計画では、令和8年度が終わるまでに、次のことができるように取り組みます。

1 しょうがいのある子どもが、地域で生活し、発達することをささえるしくみをつくります。

◆しょうがいのある子どもの手助けをする場所として、東大阪市立障害児支援センター「レピラ」があり、そのなかに児童発達支援センター（はばたき園）があります。今後も、しょうがいのある子どもや、家族をささえていきます。

2 重いしょうがいのある子どもが、ひつようなサービスを受けたり、使うことができるようにします。

◆重いしょうがいのある子どもの手助けをする場所として、児童発達支援事業所が2か所、放課後等デイサービス事業所が3か所あります。今後、放課後等デイサービス事業所を5か所にふやして、サービスをしていきます。

3 医療のひつようなしょうがいのある子どもが、地域で安心して生活できるようにするためのしくみづくりに取り組みます。

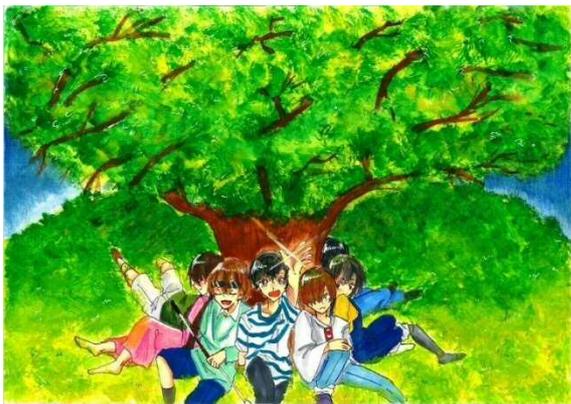
◆医療のひつようなしょうがいのある子どもをささえるために、関係する人が集まって話しあいます。

サービスをふやし、質をよくしていくための取り組み

◆しょうがいの種類やしょうがいのある子どもの状態に合わせて、ひつようなサービスが利用できるように、学校や保育所・幼稚園・こども園、サービスに関わる人、事業所などが話しあい、協力しながら、ひつようなサービスの事業者を増やし、サービスの質をよくします。

第4章 この計画の進め方

- ◆この計画をしっかりと進めていくために、この計画にかかわる人たちが集まる場所で、計画について話しあったり、しょうがいのある人のみなさんに意見を聞くなどして、計画の進み具合を点検していきます。
- ◆東大阪市のホームページなどを使って、この計画を広く市民に知らせていきます。しょうがいのある人のみなさんにも、いろいろな機会を利用して、この計画の内容についてお知らせしていきます。
- ◆この計画は、東大阪市の中心になって取り組みを進めていきますが、しょうがいのある人のよりよい暮らしを支えていくためには、しょうがいのある人のみなさん自身や、しょうがいのある人へのサービスの事業所の人、地域の人など、いろいろな人が協力することが大切です。みんなで力をあわせてこの計画を進めていきます。



東大阪市

だい き ひがしおおさかししょうがいふくしけいかく
第7期東大阪市障害福祉計画

だい き ひがしおおさかししょうがいじふくしけいかく
第3期東大阪市障害児福祉計画

(わかりやすい版)
ほん

発行：令和6(2024)年3月

ひがしおおさかし ふくしご しょうがいじふくしけい推進課
東大阪市 福祉部 障害者支援室 障害施策推進課

おおさかひがしおおさかしあらもときたいちようめ ほん ちゆう
大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号

でんわ 06-4309-3183

ファックス 06-4309-3815